

THE ROTARY CLUB OF NAGOYA-CHIKUSA



WEEKLY

なごや
ちくさ



題字 黒野 貞夫

名古屋千種ロータリークラブ
 承認 1982年 8月24日
 例会日 火曜日 12:30
 例会場 愛知厚生年金会館
 事務局 ☎763-5110
 会長 秋山 茂則
 幹事 和田 正敏
 会報委員長 佐野 寛

自分を越えた眼を

No. 32

LOOK BEYOND YOURSELF

1991~92年度 RI会長 ラジェンドラ・K・サブー

第470回例会 平成4年3月3日(火) 晴

◇ “君が代”

◇ “それでこそロータリー”

◇ 出席報告

会員 66(64)名 出席 47名
 出席率 73.44 %
 前回 2月25日 (修正出席率) 96.88%

◇ ビジター紹介 2名

◇ お誕生日祝福

釜谷君(2/15)、新美夫人(2/28)、
 水野(民)夫人(3/6)

◇ ニコボックス

秋山 茂則君 今日の笑顔。
 加藤 大豊君 アルペールビル冬季オリンピックで日本選手団が立派な成績をあげることが出来ました。皆様のご声援に感謝します。
 黒野 貞夫君 「えびごのみ本家」の看板と「行幸啓誌」に御製を執筆させて頂きました。このところ欠席しましたので。
 松島 孝彰君 早退します。
 中山 信夫君 お陰様で創立45周年を迎えることができました。
 新美 敢君 ご無沙汰致しておりました。夫人誕生祝い。
 佐久間良治君 ホームクラブ久しぶりです。麻雀会で優勝しました。
 上野 保君 前回のニコボックスで失礼しました。
 釜谷 健一君 誕生日祝い。
 水野 民也君 夫人誕生日祝い。敬老手帳がもらえます。地下鉄が無料となります。
 吉田 節美君 結婚記念日祝い。

◇ 和田幹事報告

1. 2月27日18RC幹事会にて地区大会ホストの港RCより多数の参加呼び掛けがございました。2・3のクラブが全会員出席されるとの事でしたのでご参加頂きますようお願い致します。
 2. 1992~93年度理事役員委員を決めさせて頂きました。本日お手元に表をお渡ししてございますのでご確認の上、次年度もご協力の程よろしく願います。
 3. 2月度理事役員会で会員選考(内規)2を削除することに決まりましたのでご報告申し上げます。
 4. 事務局のFAX番号が下記のように変更となりました。

FAX 763-5121

◇ 秋山会長挨拶

政治家と金

今国会の衆議院予算委員会が再三中断され、その都度、与野党の折衝で紛糾しています。その為予算審議が捗らず4月1日までは成立が難しく、景気対策への遅れが懸念されております。共和疑惑解明のための証人喚問のこじれがその原因だ。つまり汚職がなければ国会運営もスムーズに運ぶ筈だし、予算案も時間をかけ心理をつくしたものになると思います。共和事件だけでなく次に佐川問題が浮上してきております。またまた国会紛糾は避けられそうにありません。一体国会議員は何をしているのでしょうか。戦後政治を振り返って、汚職、疑惑、スキャンダルを記憶の中から拾ってみました。昭和電工事件、造船疑獄、日通汚職、大阪タクシー事件、砂利運搬船事件、ロッキード疑惑、パチンコ疑惑、燃糸工連汚職、リクルート疑惑、共和事件、佐川急便疑惑、政治家が絡んだといわれ胡散臭いものに

千葉銀行、平和相互問題等々まだまだ調べればありますが、私が一瞬振返っただけでもこんなにあります。すべての政治家がやっているとは思いませんが、一握りのボス政治家に流れた汚い金は、その傘下の議員の懐にも流れていくわけです。心すべきことではないでしょうか。きれいな政治家にとって迷惑なことだと思います。国会審議の遅れは国民にも迷惑なことです。

◇ 講演

“土地税制の動向”

千種税務署署長

板倉 道俊氏 (紹介 水野(民)君)



本日は、土地税制に対する現行制度及び平成4年1月10日に、閣議決定された「平成4年度税制改正の要綱」を踏まえて、土地税制の動向についてお話をさせていただきます。地下の動向 市街地価格の指数をみてみますと、全国平均では、昭和30年を100としますと昭和60年は4,171、平成2年は6,106となり61倍に上昇しています。

特に、六大都市の場合には、同じく昭和30年を100としますと、昭和60年は12,861、平成2年は16,730、すなわち167倍になっているわけです。

日本の土地の総資産 平成元年の日本の土地資産総額2,141兆円というのは、日本の現在のGNP(国民総生産額400兆円)の5倍ということになります。

参考に、日本の全国土は、3,778万ヘクタールですが、このうち宅地は128万ヘクタールで、全国土の4%しか宅地がないわけです。日本は狭い狭いといっておりますが、全国土ベースでは、東西ドイツが合体したドイツより面積は広いのですから、決してヨーロッパ流に言えば狭いわけではないのですが、宅地に関してみれば、極めて小さいということになります。

しかし、価格の方をみますと、公示価格ベースで2,141兆円となっていますが、その内の78%、1,679兆円が、僅かこの4%の宅地の部分の値段であります。

税制改正の背景 近來の急激な地価上昇がい

ろんなところで悪影響を与えました。

地価高騰の要因として、「土地は必ず儲かるもの」とか「土地は有利な資産」とかの、いわゆる「土地神話」と言われるものがあります。

金余り現象の中で、必ず儲かる資産に投機が行われ、値上がりすると担保価値が上昇し、更に金を借りて土地投機を行うことが繰り返されました。この結果、土地を持っている者と持たない者との間に資産格差の拡大を招きました。

また、税制面での問題もありました。税制が土地の有利性を助長していたこともありました。

土地を持って居ると、他の資産に比べ税負担が軽くなるとして、いわゆる節税商品として使われたのです。

平成元年12月成立の「土地基本法」に基き「土地の基本理念」が定められ、平成3年度の税制改正(保有、譲渡、取得)が行われました。平成4年度の税制改正の見込み 平成4年度の改正で最大なのは相続税の改正です。

これは税法の改正ではありませんが、土地の評価の見直しであります。土地の評価は、今までは土地の公示価格に対して、70%の水準で評価しておりました。これが、4年分からは80%で評価することとされました。したがって地価の上昇がなくても、14.3%引き上げられることになりました。

評価が引き上げられますと、相続税の増税になります。評価の引き上げによる相続税の増加は2,990億円です。この負担の増加分を基礎控除の引き上げとして、4,000万円の定額控除が4,800万円に、800万円の法定相続人比例控除が950万円に引き上げられます。

税制改正の目的は、異常な土地の高騰を防ぐという土地政策について、税制の面から規制を加えようとしてきたものであります。

最近では、バブル経済が崩壊し、地価は下落しているといわれます。

また、税制改正の効果が生じ、節税商品としての魅力はなくなったといわれます。

しかし、そうは言っても、高騰以前の水準まで下がった訳ではなく、税制の面から規制は今後も続くと思われま

*紙面の都合で一部割愛させていただきます。

◇次回例会 (3月10日)

講演 “メンタルヨガについて”

三越星ヶ丘レディース教室 ヨガ講師

北山佐和子さん (紹介 水野(民)君)

◇次々回例会 (3月17日)

クラブフォーラム